

## 伊勢原市市営住宅の入居の承継の承認に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊勢原市市営住宅条例(平成9年伊勢原市条例第12号。以下「条例」という。)第29条及び伊勢原市市営住宅条例施行規則(平成9年伊勢原市規則第22号。以下「規則」という。)第18条に規定する入居の承継に関し、必要な事項を定めるものとする。

(退去)

第2条 条例第29条第1項の退去した場合は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市営住宅の入居者(以下「入居者」という。)が婚姻(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの(以下「内縁関係」という。)を含む。)又は離婚(内縁関係の解消を含む。)により市営住宅を退去したとき。
- (2) 入居者が老人ホーム等へ入所(住所移転を伴うものをいう。)するとき。
- (3) 入居者が失踪宣告を受け、又はこれに準ずる行方不明となったとき。
- (4) その他前3号と同程度の事由があると市長が認めるとき。

(同居していた者)

第3条 条例第29条第1項の同居していた者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 入居開始から同居している親族で、承継事由発生日まで引き続き居住しているもの
- (2) 入居開始以後に条例第28条の同居の承認を得て居住している親族で、承継事由発生日まで引き続き居住しているもの

(特に居住の安定を図る必要がある者)

第4条 規則第18条第2項第2号の高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者は、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 条例第21条第2項第1号に該当する高齢者
- (2) 条例第21条第2項第2号に該当する障害者
- (3) 条例第21条第2項第3号及び第4号に該当する戦傷病者等
- (4) 条例第24条第3項の20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫
- (5) 伊勢原市市営住宅の家賃等の減免又は徴収猶予基準第2条第1号に規定する生活保護基準額以下の低所得者世帯

(入居の承継の不承認)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入居の承継を承認することができない。

- (1) 当該承認を得ようとする者が入居者であった者と同居していた期間が1年に満たないとき(当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族(内縁関係にある者その他婚姻の予約者を含む。)である場合を除く。)
- (2) 当該承認を得ようとする者に係る当該承認の後における収入が条例第21条第1項第2号に規定する金額を超えるとき。
- (3) 入居者であった者が条例第39条第1項、第40条から第43条まで及び第44条

第1項の規定のいずれかに違反したとき。

(4) 入居者であった者が条例第60条第1項第1号から第4号まで及び第6号のいずれかに該当したとき。

(明渡し期日)

第6条 市長は、同居していた親族が、規則第18条第2項各号のいずれにも該当しないときは、当該同居していた親族に対し、条例第60条第1項の規定に基づき明渡しを請求する。ただし、前条の規定により不承認とする場合は、この限りでない。

2 前項の規定による明渡しの期日は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 自活が可能と認められる者 承継事由発生日の翌日から起算して1年を経過した日とする。ただし、市長が必要と認める場合は、更に1年を限度として期間を延長することができるものとする。

(2) 自活が困難と認められる者 親族その他関係者との協議によりできる限り早い日とする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第81号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。